

広島市教育委員会行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部改正について

このことについて、下記のとおり一部改正する。

### 記

#### 1 改正の理由

入学志願者及び保護者の利便性の向上を図るとともに、市立学校の事務の簡素化及び効率化に資するため、広島市立高等学校、広島市立中等教育学校及び広島市立特別支援学校（高等部に限る。）の入学の出願の手続について、電子情報処理組織を使用して行わせることができるよう、所要の改正をしようとするものである。

#### 2 改正の内容

電子情報処理組織を使用して行わせることができる申請等に、広島市立高等学校の入学願書及び入学者選抜願の提出、広島市立中等教育学校の入学願書の提出並びに広島市立特別支援学校の入学願書の提出を加える。

#### 3 施行期日

公布の日

#### 4 公布文及び現行改正比較表

別紙のとおり。

令和 年 月 日

広島市教育委員会行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市教育委員会 教育長

広島市教育委員会行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則

広島市教育委員会行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成20年広島市教育委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「提出」の右に「、広島市立高等学校学則（昭和42年広島市教育委員会規則第5号）第13条第1項の規定による入学願書及び入学者選抜願の提出、広島市立中等教育学校学則（平成25年広島市教育委員会規則第9号）第13条第1項の規定による入学願書の提出並びに広島市立特別支援学校学則（昭和57年広島市教育委員会規則第21号）第16条の規定による入学願書の提出」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

現行改正比較表（広島市教育委員会行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則）

現 行	改 正
<p>第1条（略） （電子情報処理組織による申請等）</p> <p>第2条 情報通信技術利用条例第3条第1項の規定により電子情報処理組織を使用して行わせることができる申請等は、広島市情報公開条例（平成13年広島市条例第6号）第6条第1項の規定による開示請求書の提出</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <p>とする。</p> <p>2 前項の申請等の方法その他必要な事項については、市長の事務部局の例による。</p>	<p>第1条（現行に同じ。） （電子情報処理組織による申請等）</p> <p>第2条 情報通信技術利用条例第3条第1項の規定により電子情報処理組織を使用して行わせることができる申請等は、広島市情報公開条例（平成13年広島市条例第6号）第6条第1項の規定による開示請求書の提出、<u>広島市立高等学校学則（昭和42年広島市教育委員会規則第5号）第13条第1項の規定による入学願書及び入学者選抜願の提出、広島市立中等教育学校学則（平成25年広島市教育委員会規則第9号）第13条第1項の規定による入学願書の提出並びに広島市立特別支援学校学則（昭和57年広島市教育委員会規則第21号）第16条の規定による入学願書の提出</u>とする。</p> <p>2（現行に同じ。）</p>